

意見募集案件	(仮称)北広島市手話言語条例について
担当課	保健福祉部福祉課 電話 011-372-3311 内 2141

意見募集期間	令和2年12月15日(火) から 令和3年1月15日(金) まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所福祉課及び各出張所 ◇エルフィンパーク、図書館(本館)、中央公民館 ◇北広島団地住民センター、ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島 12月15日号(概要のみ)
意見の提出方法	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)
・提出先	保健福祉部福祉課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-398-4312 電子メールアドレス: fukushi@city.kitahiroshima.lg.jp
検討結果の公表 予定時期	令和3年2月頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページを公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 障がい当事者団体である北広島聴力障害者協会や手話通訳者等の関係団体と条例素案について審議し、素案を作成しました。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別添ファイルの条例素案のとおり (3) その案の根拠となる法令の規定 障害者の権利に関する条約、障害者基本法 (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 令和3年度から本条例に基づき施策等を推進していきます。 (5) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報) 北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例(平成30年4月1日施行)等
対象となる政策等 の原案	「(仮称)北広島市手話言語条例」素案
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 寄せられた意見を参考に、修正等を行い、令和3年4月に施行を予定しています。